

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 30 年 3 月 8 日
関西圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(16) 名称：国家戦略特別区域陽電子放射断層撮影装置使用柔軟化事業

内容：医療法施行規則の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

可搬型の陽電子放射断層撮影装置（以下「可搬型 PET 装置」という。）の開発を促進するため、京都大学医学部附属病院が同院（京都市左京区）の磁気共鳴画像診断装置使用室において、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与された患者等に対して可搬型 PET 装置を用いた撮影を行う。【平成 30 年度より実施】

(17) 名称：国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業

内容：外国人農業支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 5 に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業)

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、京都府全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成 30 年 4 月を目途に実施】

(18) 名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる法人が、自社や設置場所の存する市町村内において製造された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

① 株式会社丸尾牧場（兵庫県赤穂市）

設置場所：兵庫県赤穂市内【平成 30 年度より実施】

② 株式会社淡路の島菜園（兵庫県淡路市）

設置場所：兵庫県淡路市内【平成 31 年度より実施】